

労働移動緊急対策事業（労働移動受入奨励金） Q & A

令和元年6月6日現在

このQ & Aは、鳥取県労働移動受入奨励金支給要領に定めることのほか、制度を運用するにあたり、わかりにくい点について考え方を示すものです。

Q 1 正規雇用者とは。

A 次の全てを満たす者です。

- 1 雇用期間の定めのない雇用者
- 2 1週間の所定労働時間が週30時間以上の者
- 3 他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者
- 4 雇用保険の被保険者（雇用保険の加入要件を満たす雇用者に限る）
- 5 以下のいずれかに該当する場合は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であること
 - ・事業者が法人である場合
 - ・5人以上雇用する個人事業主である場合

※1～5については、労働条件通知書、雇用契約書、就業規則等により確認します。

Q 2 正規雇用とパート・アルバイト等の違いは何ですか。

A 原則として、就業規則上の区分により判断します。

就業規則で判断できない場合又は労働基準法の規定により就業規則の届出義務がなく、就業規則を作成していない事業主については、退職金の有無、賞与の有無、給与支給形態等について他の労働者と比較して判断します。

Q 3 対象となる離職者をハローワークや公益財団法人産業雇用安定センター以外の職業紹介事業者の紹介で正規雇用した場合でも、奨励金の支給の対象になりますか。

A 対象になります。

Q 4 この奨励金を受けるために事業主として必要な要件は何ですか。

A 次の全てを満たす事業主です。

- 1 県が指定する業種に該当する事業主であること。
- 2 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 3 対象となる離職者を県内に所在する事業所で雇用した事業主であること。
- 4 対象となる離職者をハローワーク等の紹介により、送出企業離職後1年以内に正規雇用した事業主であること。
- 5 送出企業の親会社等に該当しない事業主であること。
- 6 送出企業において事業再編が行われる場合であって、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業主であること。
- 7 県の要請する書類を適切に提出できる事業主であること。
- 8 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6月前の日から奨励金の支給申請日までの間に、雇用する労働者で雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇していないこと。

Q 5 対象となる離職者の要件を満たしている県外在住の方を正規雇用し、正規雇用後に県内に転居した場合は、奨励金の支給の対象になりますか。

A 申請の時点で県内在住であれば、対象になります。

Q 6 奨励金の申請はいつすればいいですか。

A 正規雇用した日から6か月経過後に支給申請をしてください。

Q 7 鳥取県労働移動受入奨励金支給要領別表で定める31業種以外で、奨励金の支給対象となる業種はありますか。

A 新たな雇用の創出が期待できる業種として、商工労働部長が特に認めた業種が対象になります。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種は対象になりません。

Q 8 送出企業離職後、A企業で正規雇用された対象労働者がA企業を離職し、次にB企業で正規雇用されて6月を超えて勤務した場合、B企業は奨励金の申請ができますか。

A 奨励金は、離職者を速やかに正規雇用に繋げることを目的としており、送出企業離職後、最初に正規雇用された企業（A企業）だけが支給対象企業となります。よって、B企業は申請できません。

Q 9 事業所別被保険者台帳は、どのようにしたら取得できますか。

A ハローワークの適用係に所定の申請様式を提出することで取得することができます。また、取得する際の申請区分は、「全被保険者」を選択してください。